

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
11月12日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....一
 - 土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....一
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....二
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....三
- 公告
 - 土地改良事業の工事了(農村整備課).....四
 - 公共測量の実施の終了(監理課).....四
 - 契約の締結(会計課).....四
- 選管告示
 - 個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する告示の一部改正.....五
 - 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の廃止.....五

山口県告示第三百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政



名	医療
称	療
所	宇部市寿町二丁目二番四号
在	地
機	所
関	地
廢	止年月日
年	平成二八、三、三一
月	
日	

山口県告示第三百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者	居宅介護事業所	事業の種類	指定年月日			
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名	称	所在地	種類	年月日
有限会社若草	大島郡周防大島町大字久賀三九五一の三	みかん薬局	大島郡周防大島町大字土居八五一の二	居宅療養管理指導	令和三、七、一	

山口県告示第三百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者	介護予防事業所	事業の種類	指定年月日			
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名	称	所在地	種類	年月日
有限会社若草	大島郡周防大島町大字久賀三九五一の三	みかん薬局	大島郡周防大島町大字土居八五一の二	介護予防居宅療養管理指導	令和三、七、一	

山口県告示第三百三十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和三年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 起業者の名称

岩国市

二 事業の種類

岩国市立美和病院建設事業

三 起業地

(一) 収用の部分

岩国市美和町浜前地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

岩国市立美和病院建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十四号及び三十五号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である岩国市は、病院事業特別会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、救急医療に必要な施設、療養を必要とする患者を入院させることができる施設等を整備することにより、起業地及びその周辺地域における医療水準の向上が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は、軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、救急医療に必要な施設、療養を必要とする患者を入院させること

ができる施設等を整備することにより起業地及びその周辺地域の医療水準の向上を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
岩国市健康福祉部地域医療課

山口県告示第百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県営沖の山埠頭上屋新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 県営沖の山埠頭上屋新築工事

(一) 工事場所 宇部市大字小串字沖ノ山地内

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄骨造	地上二階建	二、六五二平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。）二の(一)の規定

により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和三年十一月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和三年十二月一日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和三年十二月十六日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三八三〇）にすること。

山口県告示第三百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、周南県営住宅新築工事業の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模

及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 周南県営住宅新築工事業

- (一) 工事場所 周南市扇町九番地二
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上五階建	一、八二〇平方メートル	二五戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事業に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和三年十一月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和三年十二月一日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和三年十二月十六日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三―三八七〇)にすること。



(二三九) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営菊川地区農村地域防災減災事業

二 工事了の時期

令和三年九月二十九日

(二四〇) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ

りました。

令和三年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

周南市青山町

三 作業の期間

令和三年七月一日から同年八月五日まで

(二四一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県会計管理局会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

財務会計システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年九月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目五番一号

六 落札金額

三億千二百六万五千六百円

七 入札公告日

令和三年八月二十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

- (二) 調達方法
借入れ
- (三) 落札方式
最低価格



山口県選挙管理委員会告示第八十九号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成二十九年山口県選挙管理委員会告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年十一月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「光市立東荷コミュニティセンター」を
「光市立東荷コミュニティセンター」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第九十号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成三十一年山口県選挙管理委員会告示第二号）は、廃止する。

令和三年十一月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

令和三年十一月十二日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事庁